

第3回「柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会」議事要旨

平成20年12月26日（火）16:00～17:30

国土交通省 10階共用会議室B

<出席委員>

桑原委員長、屋井委員、村木委員、森野委員、桑名委員、上坂委員

主な議事内容

■第2回委員会後の取組等

- 地方自治体の人口規模が小さくなるほど、柔軟規定の認知度が低いとの結果だが、これは最も柔軟規定を使うべきところが柔軟規定を認識していないということではないか。
- コンサルタント協会のヒアリング結果は、今後我々がやろうとしていることに、基本的に賛同してくれているようなものが多い。
- 道路構造令の趣旨を周知徹底することが必要。

■提言（案）

- 柔軟規定がまだまだ知られておらず、周知や研修を行うことが必要。
- 自歩道に主眼を置いた幅員についての記述及び自転車走行帯（自転車レーン）に関する言及が必要。自転車という社会的要請が強くなってきたものに対して、道路構造令に明記されることで、整備を進める上での後ろ盾になるのではないか。
- 自歩道を明確にさせるだけでなく、車道側で自転車が走る空間が少ない点が問題。
- 画一性の問題について、地方交付税の基準財政需要額の算定が、最低幅員等で算定され、財政的な面から画一性を招くような側面もあるのではないか。
- 教育・研修の体制を、引き続き強化していってほしい。
- 道路構造令の歩道、自歩道、自転車道の規定については、3つの規定が絡み合っていて解釈が難しい。間違った運用がなされないよう、自歩道、歩道等を必要な箇所で、設置できるような規定を望む。
- 事例集には管理瑕疵に関する判例も含めてはどうか。
- 幹線道路と小規模道路の議論を区別する必要がある、今後の中長期的な検討においては、小規模な部分改良等への対応など、時代に合わせたものにしていくことが必要。
- 提言案は、柔軟性を分かりやすく説明するものになっているが、小規模自治体が理解するためには、今後作られるようなガイドブック類が重要。
- 各自治体が、事例集を参考に、自らの道路づくりを行う際にも、技術的なサポートや相談、対等関係の徹底等をどのように実現していくのが重要。

- 周知徹底、技術的サポートをどこまで出来るかが心配。徹底してやらなければ、事例集に対しても新しい規定が出来たと思われてしまうので配慮が必要。
- 自転車道や自歩道のネットワークの計画論について、ガイドラインや何らかの形で明記することも必要ではないか。
- 自転車ネットワークだけを考えるのではなく、幹線道路がしっかり出来ているところほど、自転車利用がスムーズに行くという点もあるので、大きな交通ネットワークの中での自転車道という切り口でも考えたほうがいい。

- 本日の議論を踏まえた提言案の修正については、委員長に一任された。

(文責 柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会事務局)